

改正

平成26年 2 月13日 条例第 2 号

四万十町総合交流拠点施設条例

(設置)

第 1 条 都市住民との交流、農林業の振興及び情報発信等による地域活性化を図ることを目的として四万十町総合交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
四万十町総合交流拠点施設	四万十町十和川口62番地 9

(管理運営)

第 3 条 交流拠点施設の管理及び運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(業務)

第 4 条 交流拠点施設は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 農林水産物及び特産品の販売に関すること。
- (2) 農林水産物の加工に関すること。
- (3) 都市、農村交流に関すること。
- (4) 地域情報等の提供に関すること。
- (5) 施設の利用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交流拠点施設の設置の目的を達成するために必要な業務
(指定管理者が行う業務の範囲)

第 5 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条に規定する業務
- (2) 交流拠点施設の利用の許可に関する業務
- (3) 交流拠点施設の利用料金（法第244条の 2 第 8 項に規定する料金をいう。以下「利用料金」

という。)の徴収及び減免に関する業務

(4) 交流拠点施設及びその設備の維持管理に関する業務

(利用の許可等)

第6条 交流拠点施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項による許可を与える場合において、施設の管理運営上必要があると認める場合は、その利用について条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を許可しないことができる。

(1) 利用の目的が交流拠点施設の設置目的に反するとき。

(2) 交流拠点施設の管理上支障があると認めるとき。

(3) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設を利用させることが不適當であると認めるとき。

(利用者の責務)

第7条 施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、交流拠点施設内の秩序を守り、この条例及び指定管理者の指示に従わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、施設の利用の許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取り消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者がこの条例の規定に違反したとき。

(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

2 前項の場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は賠償責任を負わない。ただし、同項第3号の規定により同項の処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合による場合は、この限りでない。

(利用料金)

第10条 指定管理者は、別表に掲げる額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額(以下この項において「消費税額」という。)と、消費税額に地方

税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。

2 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

一部改正〔平成26年条例2号〕

（利用料金の減額等）

第11条 指定管理者は町長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第12条 既に納付された利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（設備の変更禁止）

第13条 利用者は、施設に特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

（原状回復義務）

第14条 利用者は、利用を終了したときは、当該利用に係る施設等を原状に回復しなければならない。第9条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたときも同様とする。

（損害賠償義務）

第15条 利用者は、交流拠点施設の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を指定管理者の認定に基づき、賠償しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による損害を賠償させる場合には、あらかじめ町長と協議して損害の額を決定するものとする。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月13日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

区分	単位	基本利用料金		摘要
		平日	土・日・休日	
軒下販売所	1 区画	1,910円	2,860円	おおむね3 m×2 mの区画
多目的加工室	1 室	2,390円	3,340円	
交流室	1 室	2,390円	3,340円	
その他（駐車場・イベント広場等）	1 区画	1,910円	2,860円	おおむね3 m×2 mの区画

備考

- 1 この表において「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。
- 2 基本利用料金は、1日（午前8時から午後6時まで）当たりの利用料金とする。
- ただし、利用時間（専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片づけ等に要する時間を含むものとする。）が4時間以内の場合の利用料金は、基本利用料金の70%に相当する額とする。
- 3 この表に定めない付属設備の利用料金及び電気機器の持ち込み使用により通常以上の電力を消費する場合の特別加算利用料金は、指定管理者が定める。

一部改正〔平成26年条例2号〕